

答 申

第 1 審査会の結論

処分庁が、別紙 1 の文書 1 から文書 32（文書 1 から文書 32 までをあわせて、以下「本件対象公文書」という。）につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とされた部分のうち、別紙 2 の「審査会の判断」の欄において、公開と記載された箇所を公開とするべきである。

第 2 事実の経過

1 情報公開の請求と当該請求に関する決定

(1) 審査請求人は、平成 30 年 9 月 26 日、処分庁に対して、伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例 19 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、本件対象公文書の情報公開請求を行った。

(2) 処分庁は、平成 30 年 10 月 11 日、前号の情報公開請求に対し、条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、本件対象公文書のうち、条例第 9 条第 2 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 8 号に該当する部分を除いて公開することを決定（以下「本件決定」という。）し、その理由を付して、審査請求人に通知した。

2 審査請求の提出

審査請求人は、平成 30 年 12 月 7 日、本件決定を不服とし、審査庁に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査会への諮問

審査庁は、平成 31 年 2 月 25 日、条例第 14 条の 2 第 1 項の規

定に基づき、審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定の処分の取消しを求めるもの

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、次に掲げるとおりである。

- (1) 本件決定において、一部を除いて公開とされているはずが、全て非公開となっており、公開といえない。
- (2) 国や県の解釈・判断と異なる見解をもって（伊勢市合理化事業計画に関する）協議の決定を一方的に結論付けているのは、不当であり、市が法人の正当な利益を害している。
- (3) 審査請求人自身の平成26年度から現在までの協議内容も公開できないのか。

第4 処分庁の主張の要旨

弁明書における処分庁の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の性格

合理化に関する協議は、本市が、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）の趣旨（下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資すること）に基づき、合理化事業計画を策定するため、一般廃棄物（し尿等）収集運搬業等事業者（以下「本件事業者」という。）の合理化、し尿汲取り体制

の規模縮小、その影響を緩和するための本件事業者への支援策等について協議を行うものである。

また、協議は市と複数又は個別の事業者で行われ、特に協議の要旨である支援策については、事業者の経営又は営業秘密に該当する具体的な内容となっており、率直な意見収集を行うため公開しないことを前提として、現在も全ての事業者と協議進行中である。

このことから、本件対象公文書のうち、非公開とした部分を公開することは、法人等の正当な利益を害するおそれがあること、また、事業者との信頼関係が失われ、率直な意見収集が困難となるおそれがあること、当該事業の円滑な執行を著しく困難にし、事業の目的を失わせるおそれがあることになる。

(2) 審査請求に対して非公開とした部分の決定理由とその正当性

ア 審査請求の理由（第3の2の(1)）に対して

合理化に関する協議は、本件事業者のし尿等の取扱い状況、経営状況等に基づき合理化及び支援策について話し合うものである。協議にあたった本件事業者の法人名又は氏名、他の情報と照合することにより特定の事業者を識別することができる情報を公開することによって、本件事業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件決定を行ったものである。

なお、条例第9条第2号に該当し、ただし書には該当しない。

また、本件事業者との協議は、率直な意見収集を目的に公開しないことを前提に実施しており、内容にある事業者の経営ないし営業秘密に該当する事実が公開されることは、本件事業者の正当な利益を害するおそれがあること、本件事業者との信頼

関係が失われ、当該事業の円滑な執行を著しく困難にするおそれがあることから、発言内容等を非開示としているもので、不当な理由ではない。

条例第9条第2号（ただし書には該当しない。）、第5号、第7号又は第8号に該当する情報である。

関係機関への相談内容等の記録については、市が一般廃棄物の処理責任者として、意思形成過程において、公開しないことを前提に収集したものです。公開することにより、関係機関との協力関係、信頼関係が損なわれ、今後の情報収集、事業実施に支障をきたし、事業の目的を失わせるおそれがあるため、当該協議事項を非開示とした。

条例第9条第3号、第4号、第5号又は第8号に該当する情報である。

イ 審査請求の理由（第3の2の（2））に対して

本件決定にかかる処分事項ではないため、弁明はしない。

ウ 審査請求の理由（第3の2の（3））に対して

審査請求人が自身の情報について公開を求めているものであるが、協議は複数又は個別で事業者と行っていることから、審査請求人自身の情報を公開することで、他の情報と照合することにより、その他の事業者を識別することができるおそれがあるものである。

また、協議は、営業秘密に関することや、率直な意見の収集のため、公開しないことを前提に行われているものであり、審査請求人自身の情報であっても公開することで、事業者の正当な利益を害するおそれがある情報に該当し、事業者との信頼関係が失われ、当該事業の円滑な執行を著しく困難し、事業の目的を失わせ

るおそれがあるため、発言内容等を非開示としたもので、不当な理由はない。

条例第9条第2号（ただし書には該当しない。）、第4号、第5号又は第7号に該当するものである。

また、処分庁は、審査会への諮問後に提出した意見書において、本件対象公文書における非公開とした部分を公開することに対し、(1)と同様の理由で、支障がある旨を主張している。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を保障するとともに、市民の市政への参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を推進するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど市民全体の利益を害することのないよう原則公開の例外として限定列挙した非公開事由及び請求の拒否について定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して次のように判断する。

2 本件決定の妥当性について

はじめに、本件決定にあたり、審査請求人に交付した公文書の写しを概観すると、協議の日付、場所等のみが公開とされ、その他の部分は非公開としていることから、本件対象公文書の写しは大半が、非公開処理をされていた。

確かに、合理化事業にあたっての事業者等との協議は、支援終了にあたり合理化事業計画の合意形成を行うまでに、経営の実情、

支援終了後の事業の方向性、市への要望等を包み隠さず話せる環境があって、その信頼性が培われ、合意の形成に至るものであることから、その協議の内容に、非公開とするべき情報が含まれていることは十分に考えられる。

しかしながら、審査会では、前項で示した基本的な考え方の下、非公開とするべき情報が含まれる場合があっても、その部分は条例第9条各号に該当すると判断される範囲で、最小限に留めるべきであるとする。

本件対象公文書について、別紙2及び次のとおり審査会の判断を示すが、そこで審査会が公開を妥当と判断するものは、特段の指摘がない限り、概ねそうした観点から判断したものである。

なお、別紙2は、本件対象公文書に記載されている情報について、非公開とする理由を、条例第16条第3項の規定により諮問実施機関である審査庁が整理し、審査会に提出した資料をもとに作成したものである。

(1) 別紙2の1 平成26年4月8日他 事業者(単独)・団体
Aとの協議記録について

ア 事業者(単独)との協議について

処分庁は、協議の出席者(市側にあっては役職を含む。)を条例第9条第7号に、協議の目的を同条第5号及び第7号に、協議内容及び双方の発言内容を同条第7号に、それぞれ該当するとして非公開としている。

このうち、市の担当者の氏名(役職を含む。)の部分は、条例第9条第7号に規定する「公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に提供された情報であって、常例として公にしないこととされているものその他当該条件を付

することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的と認められる場合において、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの」(以下「任意提供情報」という。)に該当しないのは明らかであり、他方条例第9条第1号に規定する「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」(以下「個人情報」という。)のただし書ウに該当することから、公開とするべきである。

ただし、業者及び経営者の名前の部分は、これが明らかになると、どこの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当すると考えられ、非公開とするのは妥当である。

次に、協議の目的については、事業者名の部分は、どの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当するとして非公開妥当と考えられるが、その他の部分は、任意提供情報及び条例第9条第5号で規定する「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関が行う監査、検査、指導、渉外、争訟、交渉、入札、試験、調査、研究、人事管理その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にすると認められるもの」(以下「事務事業情報」という。)にも該当しないことから、公開とするべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、業者名又は経営者等が特定されるような協議内容等の部分（事業者名、経営の方向性及び個別の支援策に関する部分）を非公開とすればよく、その他の部分は公開とするべきである。

イ 平成 26 年 6 月～以下の記録

処分庁は、協議を行った相手方とその担当者（役職も含む。）と市の担当者の氏名（役職を含む。）を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、団体 A との調整内容を条例第 9 条第 3 号及び第 4 号に、それぞれ該当するとして非公開としている。

しかしながら、相手方は地方公共団体であり、その担当者も公務員であることから、団体 A の職員の氏名（市の職員名と同様）も、条例第 9 条第 1 号ウに該当することから公開とすべきである。

また、協議の目的は、事務事業情報及び任意提供情報のいずれにも該当するものでなく、また協議内容については、合理化事業計画の内容と交付金に関する事務的な打ち合わせであって、条例第 9 条第 3 号に規定する「国又は他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における委託、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの」（以下「国等との協力関係情報」という。）及び同条第 4 号に規定する「市の機関内部若しくは機関相互又は市と国等との間における審議、検討、調査等の意思形成過程における情報で

あって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」(以下「意思形成過程情報」という。)のいずれにも該当するものではないことから、公開をするべきである。

(2) 別紙2の2 平成26年10月7日 団体Aとの協議記録

処分庁は、協議を行った団体Aの名称、事業の所管課名、担当者及び市の担当者の氏名(役職を含む。)を任意提供情報に、団体Aとの調整内容を国等との協力関係情報及び意思形成過程情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

これらについての審査会の判断は、(1)イと同様である。

(3) 別紙2の3 平成26年10月23日 事業者(単独)との協議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

しかしながら、協議への出席者名のうち、経営者の氏名の部分は、どの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当するとして非公開妥当と考えられるが、その他の部分は伊勢市議会議員及び職員の氏名(役職を含む。)であり、条例第9条第1号ウに該当することから、公開とするべきである。

次に、協議の目的の部分については、支援の業務名の部分は任意提供情報に該当する考えるが、その他の部分につい

ては、事務事業情報と任意提供情報のいずれにも該当しないため、公開とすべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容の部分（経営者名及び事業者名）を非公開とすればよく、その他の部分は公開とすべきである。

なお、法人の金銭の使途及び経営者名の部分については、条例第9条第2号に規定する「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（以下、「法人情報」という。）にも該当することから非公開とすべきである。

(4) 別紙2の4 平成26年11月6日 事業者（複数）との協議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名のうち、事業者名及び経営者の氏名の方は、どの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当するとして非公開妥当と考えられるが、その他の部分は職員の氏名（役職を含む。）であり、条例第9条第1号ウに該当することから、公開とすべきである。

次に、協議の目的の部分については、事業者の経営方針の部分は任意提供情報に該当すると考えられるが、その他の部分は

事務事業情報と任意提供情報のいずれにも該当はしないため、公開とすべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容の部分（事業者名及び地名）を非公開とすればよく、その他の部分は公開とすべきである。

(5) 別紙2の5 平成26年12月2日 事業者（複数）との協議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名に関する審査会の判断は(4)と同様である。

次に、協議の目的の部分については、事業者名の部分は任意提供情報に該当すると考えられるが、その他の部分は事務事業情報と任意提供情報のいずれにも該当はしないため、公開とすべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容等の部分（事業者名及び事業者の汲み取り方法）を非公開とすればよく、その他の部分は公開とすべきである。

ただし、協議内容等には、事業者の発言に対する市の担当者の印象等にかかる記述が含まれているが、これらは担当者の主観によるものであり、公開されると市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また交渉相手方との信頼、友好等の関係が損なわれるおそれがあることか

ら、当該部分は意思形成過程情報及び事務事業情報として非公開とするべきである。

(6) 別紙2の6 平成26年12月18日 団体Aとの協議記録

処分庁は、協議を行った団体Aの名称、事業の所管課名、担当者及び市の担当者の氏名を任意提供情報に、団体Aと協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、その協議内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

これらに関する審査会の判断は(1)イと同様である。

(7) 別紙2の7 平成27年8月28日 事業者(単独)との協議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名のうち、事業者名の部分は、どの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当するとして非公開妥当と考えられるが、その他の部分は職員の氏名(役職を含む。)であり、条例第9条第1号ウに該当することから、公開とするべきである。

次に、協議の目的のうち、計画の名称はどの事業者との協議かが明らかになることから任意提供情報に該当するが、それら以外は事務事業情報と任意提供情報のいずれにも該当はしないため、公開とするべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者が特定されるような協議内容の部分(事業者名及び計画の名称)を非公開とすればよく、その他の部分は公開とするべき

である。

- (8) 別紙 2 の 8 平成 27 年 9 月 29 日 事業者（単独）との協議
記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

これらに関する審査会の判断は(7)と同様である。

- (9) 別紙 2 の 9 平成 27 年 11 月 10 日 伊勢市合理化事業計画
(第二期御菌町地域分) (案) について 庁内調整会議資料

処分庁は、伊勢市合理化事業計画(第二期御菌町地域分)(案)の内容について、法人情報に該当するものとして非公開としている。

しかしながら、非公開としている内容は、御菌町地域における合理化事業計画について、一般的な事項を記した庁内会議資料の情報であって、非公開とするべき法人情報には該当しない。

したがって、当該部分については公開とするべきである。

- (10) 別紙 2 の 10 平成 27 年 11 月 25 日 伊勢市合理化事業計画
(第二期御菌町地域分) (案) について 議会提出資料

処分庁は、伊勢市合理化事業計画(第二期御菌町地域分)(案)の内容について、法人情報に該当するものとして非公開としている。

しかしながら、当該公文書は伊勢市議会の教育民生委員協議会に提出された資料であり、報道機関にも提供している資料である。これらの状況を考えると、非公開とする理由もなく、当然ながら、非公開とするべき法人情報に該当することもない。

したがって、当該公文書は全部を公開とすべきである。

(11) 別紙 2 の 11 平成 28 年 7 月 19 日 事業者（複数）との
協議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名のうち、協議の相手方の部分は、個別の業者名であれば、任意提供情報に該当するとして非公開妥当と考えられるが、業者を特定していない表現であることから、非公開理由には該当しない。また職員の氏名（役職を含む。）であり、条例第 9 条第 1 号ウに該当する。したがって協議への出席者部分は公開とすべきである。

次に、協議の目的の部分については、事務事業情報及び任意提供情報に該当はしないため、公開とすべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容の部分（事業者名）を非公開とすればよく、その他の部分は公開とすべきである。

ただし、市の発言のうち、合理化事業計画の影響を受ける事業者名が含まれている部分は、下水道整備の影響の見通しを述べたことに過ぎず、任意提供情報に該当するような合理的な理由もなければ、当該事業者と著しく信頼関係を損ねるものでもないことから、当該部分は非公開とせず、公開をすべきである。

(12) 別紙 2 の 12 平成 28 年 9 月 15 日 事業者（単独）との協

議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の目的の部分については、事務事業情報及び任意提供情報に該当はしないため、公開とすべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容の部分（事業者名及び許可台数）を非公開とすればよく、その他の部分は公開とすべきである。

(13) 別紙 2 の 13 平成 28 年 10 月 13 日 事業者（単独）との協議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名のうち、事業者名の部分は、どの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当するとして非公開妥当と考えられるが、その他の部分は職員の氏名（役職を含む。）であり、条例第 9 条第 1 号ウに該当することから、公開とすべきである。

次に、協議の目的のうち、支援業務の名称については、これを公開すると、どの事業者と協議しているかが明らかとなることから任意提供情報に該当（事務事業情報には該当しない。）し、当該部分は非公開が妥当であるが、それら以外の

部分は公開とすべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、業者の名称又は経営者等が特定されるような協議内容の部分（事業者名、支援業務の名称・内容及び事業者の沿革に関する部分）を非公開とすればよく、その他の部分は公開とすべきである。

(14) 平成 28 年 11 月 30 日 事業者（複数）との協議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名及び協議の目的に関する審査会の判断は(11)と同様である。

また、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容の部分（事業者名）を非公開とすればよく、その他の部分は公開とすべきである。

(15) 別紙 2 の 15 合理化事業計画についての意見交換 事業者（複数）との協議記録

処分庁は、協議の出席者名並びに協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者に関する審査会の判断は(4)と同様である。

次に、協議内容及び双方の発言内容については、(14)と同様である。

(16) 別紙 2 の 16 平成 28 年 11 月 22 日 伊勢市合理化事業計

画（旧伊勢市地域分）（案）について 議会提出資料

処分庁は、伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分）（案）の内容について、法人情報に該当するものとして非公開としている。

これらに関する審査会の判断は(10)と同様である。

(17) 別紙2の17 平成28年11月22日 伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）（案） 議会提出資料

処分庁は、伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分）（案）の内容について、法人情報に該当するものとして非公開としている。

当該公文書は（16）の議会資料の一部を担うものである、したがって、これらに関する審査会の判断は(16)と同様である。

(18) 別紙2の18 平成29年4月25日及び5月23日 事業者（単独・複数）との協議記録

ア 事業者（単独）との協議内容

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するものとして非公開としている。

協議の出席者名のうち、事業者名の部分は、どの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当するものとして非公開妥当と考えられるが、その他の部分は職員の氏名（役職を含む。）であり、条例第9条第1号ウに該当することから、公開とするべきである。

次に、協議の目的の部分については、事務事業情報と任意提

供情報のいずれにも該当はしないため、公開とすべきである。

また、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容等の部分(事業者名・事業者の最後の発言内容)を非公開とすればよく、その他の部分は公開とすべきである。

イ 事業者（複数）との協議内容

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

このうち、協議の出席者名及び協議の目的に関する審査会の判断は、(11)と同様である。

次に、協議内容及び双方の発言内容のうちの協議に参加した複数の事業者の意向等の部分は、各事業者それぞれの意見の総意であることを考えると、それぞれの法人との任意提供情報に該当するが、それら以外の部分は公開とすべきである。

(19) 別紙2の19 平成29年12月11日 事業者（単独）との協議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

このうち、協議の出席者名及び協議の目的に関する審査会の判断は、(18)アと同様である。

次に、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容の部分(事業

者の発言のうち、事業者名、事業者の施設整備の理由に関する記述及び業務区域に関する記述)を非公開とすればよく、その他の部分は公開とすべきである。

- (20) 別紙 2 の 20 平成 29 年 12 月 14 日 団体 B との協議記録
処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を意思形成過程に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名については、協議の参加者は、市の担当者も協議相手も市職員であることから、任意提供情報には該当せず、また市職員の氏名であるものの、条例第 9 条第 1 号ウに該当することから、公開とすべきである。

次に、協議の目的の部分については、事務事業情報と任意提供情報のいずれにも該当はしないため、公開とすべきである。

また、協議内容及び双方の発言内容については、特定の事業者に関する双方の発言及び合特法による支援業務に関する団体 B の発言の一部は、当該事業者に不利益を及ぼすもの又は合理化事業に関する実施機関の考え方について、公開をすると対外的に誤解を受けるものが含まれていることから、当該部分については本件決定のとおり、意思形成過程情報に該当し非公開妥当であるが、それらの部分以外は公開とすべきである。

- (21) 別紙 2 の 21 平成 30 年 3 月 22 日 事業者（単独）との協議記録

処分庁は、協議の実施場所及び出席者名を任意提供情報に、

協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名のうち、協議の実施場所及び事業者名の部分は、どの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当するとして非公開妥当と考えられるが、その他の部分は職員の氏名（役職を含む。）であり条例第9条第1号ウに該当することから、公開とするべきである。

次に、協議の目的の個別の事業者の支援業務の内容が含まれている部分は、事務事業情報には該当しないものの、この部分を公開すると、どの事業者と協議を行ったかが明らかになることから、任意提供情報に該当し、非公開が妥当である。

なお、その他の部分は、事務事業情報及び任意提供情報のいずれにも該当しないことから公開とするべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、経営者等が特定されるような協議内容等の部分（事業者名及び地域が特定される発言内容）を非公開とすればよく、その他の部分は公開とするべきである。

ただし、協議内容等には、事業者の発言に対する市の担当者の印象等にかかる記述が含まれているが、これらは担当者の主観によるものであり、公開されると市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また交渉相手方との信頼、友好等の関係が損なわれるおそれがあることから、当該部分は意思形成過程情報及び事務事業情報として非公開とするべきである。

(22) 別紙2の22 平成30年3月29日 事業者（単独）との協

議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名のうち、事業者名及び事業者の参加者名の部分は、どの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当するとして非公開妥当と考えられるが、その他の部分は職員の氏名（役職を含む。）であり、条例第9条第1号ウに該当することから、公開とするべきである。

次に、協議の目的のうち、計画の名称は、特定の事業者との協議内容であると明らかになることから、任意提供情報に該当するとして非公開妥当と考えられるが、その他の部分は公開とするべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容等の部分（支援終了の時期に関する記述、担当地域及び事業者名）を非公開とすればよく、その他の部分は公開とするべきである。

ただし、協議内容等には、事業者の発言に対する市の担当者の印象等にかかる記述が含まれているが、これらは担当者の主観によるものであり、公開されると市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また交渉相手方との信頼、友好等の関係が損なわれるおそれがあることから、当該部分は意思形成過程情報及び事務事業情報として非公開とするべきである。

(23) 別紙2の23 平成30年1月10日 伊勢市合理化事業計画

(第二期小俣町地域分) の改定について 庁内調整会議資料

処分庁は、伊勢市合理化事業計画(第二期小俣町地域分)の改定の内容について、法人情報に該当するものとして非公開としている。

しかしながら、非公開としている内容は、小俣町地域における合理化事業計画について、現況や取扱量等の一般的な事項を記した庁内会議資料の情報であって、また、平成30年2月15日に伊勢市議会教育民生委員協議会に提出した資料の内容と概ね変わらないことから、非公開とするべき法人情報には該当しない。

したがって、当該公文書は全部を公開とするべきである。

- (24) 別紙2の24 平成30年2月15日 伊勢市合理化事業計画(第二期小俣町地域分)の改定について 議会提出資料

処分庁は、伊勢市合理化事業計画(第二期御薮町地域分)(案)の内容について、法人情報に該当するものとして非公開としている。

これらに関する審査会の判断は(10)と同様である。

- (25) 別紙2の25 平成30年6月22日 事業者(複数)との協議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名のうち、事業者名及び事業者の出席者の個人名の部分は、どの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当する(事業者の参加者の個人名につい

ては個人情報に該当する。)として非公開妥当と考えられるが、その他の部分は職員の氏名(役職を含む。)であり、条例第9条第1号ウに該当することから、公開とすべきである。

次に、協議の目的の部分については、事務事業情報には該当しないものの、支援終了の時期に関する発言に関する部分は、これを公開すると特定の事業者との協議の内容が明らかになるため任意提供情報に該当することから、非公開が妥当であり、これらの部分以外は公開とすべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容等の部分(事業者名及び事業者からの参加者名・支援終了の時期に関する発言)を非公開とすればよく、その他の部分は公開とすべきである。

ただし、協議内容等には、事業者の発言に対する市の担当者の印象等にかかる記述が含まれているが、これらは担当者の主観によるものであり、公開されると市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また交渉相手方との信頼、友好等の関係が損なわれるおそれがあることから、当該部分は意思形成過程情報及び事務事業情報として非公開とすべきである。

(26) 別紙2の26 平成30年7月12日 事業者(複数)との打ち合わせ記録

処分庁は、協議の出席者名及び協議の場所を任意提供情報に、協議の主題を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名及び協議の場所に関する審査会の判断は

(21)と同様である。

次に、協議の主題については、事務事業情報には該当しないものの、支援終了の時期に関する発言に関する部分は、これを公開すると特定の事業者との協議の内容が明らかになることから任意提供情報に該当すると考えられることから、非公開が妥当であり、これらの部分以外は公開とすべきである。

協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容の部分(事業者名)を非公開とすればよく、その他の部分は公開とすべきである。

ただし、協議内容等には、事業者の発言に対する市の担当者の印象等にかかる記述が含まれているが、これらは担当者の主観によるものであり、公開されると市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また交渉相手方との信頼、友好等の関係が損なわれるおそれがあることから、当該部分は意思形成過程情報及び事務事業情報として非公開とすべきである。

(27) 別紙2の27 平成30年8月2日 事業者(複数)との協議記録

処分庁は、協議の出席者名を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名に関する審査会の判断は、(25)と同様である。

次に、協議の目的については、事務事業情報には該当しないものの、支援終了の時期に関する発言に関する部分は、これを

公開すると特定の事業者との協議の内容が明らかになるため任意提供情報に該当することから、非公開が妥当であり、これらの部分以外は公開とするべきである。

協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者又は経営者等が特定されるような協議内容の部分(事業者名、担当地域)を非公開とすればよく、その他の部分は公開とするべきである。

ただし、協議内容等には、事業者の発言に対する市の担当者の印象等にかかる記述が含まれているが、これらは担当者の主観によるものであり、公開されると市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また交渉相手方との信頼、友好等の関係が損なわれるおそれがあることから、当該部分は意思形成過程情報及び事務事業情報として非公開とするべきである。

(28) 別紙2の28 平成30年8月9日 弁護士との打ち合わせ記録

処分庁は、出席者名、協議内容及び双方の発言内容(弁護士相談上の資料である特定の地域の下水道件数や接続率等の状況も含む。)並びに協議場所を任意提供情報とし、弁護士相談を事務事業情報とし、それぞれ非公開としている。

これらに係る審査会の判断は次のとおりである。

ア 会議の出席者名及び協議場所については、弁護士の名称については、任意提供情報と考えられるが、その他の部分は職員の氏名(役職を含む。)であり、条例第9条第1号ウに該当することから、公開とするべきである。

イ 弁護士相談に至った経緯については、弁護士相談の対象とな

った特定の企業名称や支援の終了時期等が含まれており、任意提供情報として、処分庁の判断のとおり、非公開が妥当である。

ウ 弁護士相談の内容やその結果については、争訟に関わるものとして事務事業情報としているが、一方で、弁護士相談において、一般的にクライアントとの相談内容は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の趣旨からみても秘密事項であり、外部に提供しないものを前提としてその相談が成立しているものと考えられる。したがって、これらを公開することは、当該相談をしている弁護士との信頼関係を著しく損なうものと認められることから、任意提供情報としても非公開情報に該当する。

したがって、これらの部分は非公開が妥当である。

エ 協議内容及び双方の発言内容のうち、弁護士相談上の資料である特定の地域の下水道件数や接続率等の状況については、弁護士相談の対象となった特定の企業の担当地域の情報が含まれており、これらは任意提供情報に該当することから、非公開が妥当である。

(29) 別紙2の29 平成30年8月20日 弁護士との打ち合わせ記録

処分庁は、出席者名、弁護士との協議内容及び協議場所を任意提供情報とし、弁護士相談を事務事業情報とし、それぞれ非公開としている。

出席者名及び協議場所についての審査会の判断は、(28)アと同様である。

次に、弁護士相談に至った経緯、その協議内容及び協議結果についての審査会の判断は、(28)イ及びウと同様である。

(30) 別紙 2 の 30 平成 30 年 8 月 31 日 事業者（複数）との協議記録

処分庁は、出席者名、協議場所、協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報とし、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報とし、それぞれ非公開としている。

まず、協議の出席者名のうち、事業者名及び事業者の参加者の個人名並びに協議場所の部分は、どの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当する（事業者の参加者の個人名については個人情報に該当する）として非公開妥当と考えられるが、その他の部分は職員の氏名（役職を含む。）であり、条例第 9 条第 1 号ウに該当することから、公開とするべきである。

次に、協議の目的については、支援に対する市の意向の部分は合理化事業の交渉、争訟等の対処方針等が含まれており、これを公開すると当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあることから事務事業情報に該当し、非公開が妥当であるが、それらの部分以外は公開とするべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容について、通知文の内容、発言している事業者の名称（個人の名前を含む。）及び市の支援に関する発言の一部については、これを明らかにすると協議を行っている事業者等が明らかになり、任意提供情報に該当することから、非公開とするべきである。

ただし、協議内容等には、事業者の発言に対する市の担当者の印象等にかかる記述が含まれているが、これらは担当者の主観によるものであり、公開されると市民の誤解や憶測を

招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また交渉相手方との信頼、友好等の関係が損なわれるおそれがあることから、当該部分は意思形成過程情報及び事務事業情報として非公開とするべきである。

(31) 別紙2の31 特定地域の計画に基づく支援に関する文書
内部資料

処分庁は、当該公文書は市内部の打ち合わせ内容であって、意思形成過程情報とし、書類の作成日以外を非公開としている。

これは、特定の地域のある事業者との協議内容の概要を、課内資料として整理したもので、事業所との見解の相違やこれに対応するための市の弁護士見解の内容（以下「協議内容情報」という。）が含まれているものである。

その他の情報には、特定の地域の合理化事業の概要、その経過、スケジュールの内容（以下「概要等情報」）が含まれている。

概要情報等は一見する限り、特定地域の合理化事業の事実が記載されていることから、非公開とするべき情報には該当しないと考えられるが、当該公文書は、協議内容情報と一体化している文書であることから、仮に協議内容情報を非公開としても、その非公開理由と概要等情報を明らかにすることで、どの事業者の支援に関する内容の公文書であるかも明らかになってしまうことになる。

他方、協議内容情報を公開するかどうか判断については、(28)イで示したとおりである。

したがって、作成日付のみを公開し、その他の部分を非公開

とする処分庁の決定は妥当である。

ただし、その非公開理由については、意思形成過程情報ではなく、弁護士相談の内容や事業所の意向等が含まれることから、任意提供情報とするべきである。

(32) 別紙 2 の 32 平成 30 年 9 月 20 日 団体 B との協議記録及び事業者（単独）との協議記録

ア 団体 B との協議記録について

処分庁は、協議の出席者名並びに協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

協議の出席者名については、協議の参加者は、市の担当者も協議相手も市職員であることから、任意提供情報には該当せず、市職員の氏名であり、条例第 9 条第 1 号ウに該当することから、公開とするべきである。

次に、協議の目的の部分については、事務事業情報と任意提供情報のいずれにも該当はしないため、公開とするべきである。

また、協議内容及び双方の発言内容のうち、団体 B との要支援量に関しては、合理化事業に関する実施機関の考え方について、公開をすると対外的に誤解を受けるものが含まれていることから、任意提供情報に該当しないものの、事務事業情報に該当し、非公開妥当であるが、それらの部分以外は公開とするべきである。

イ 事業者（単独）との協議記録

処分庁は、協議の出席者名、協議場所並びに協議内容及び双方の発言内容を任意提供情報に、協議の目的を事務事業情報及び任意提供情報に、それぞれ該当するとして非公開としている。

まず、協議の出席者名及び協議場所について、事業者名、事業者の参加者の個人名及び協議場所の部分は、どの事業者との協議内容かが明らかになることから、任意提供情報に該当する（事業者の参加者の個人名については個人情報に該当する）として非公開妥当と考えられるが、その他の部分は職員の氏名（役職を含む。）であり、条例第9条第1号ウに該当することから、公開とするべきである。

次に、協議の目的の部分については、協議に対する市の単純な意向に関するものであることから、事務事業情報と任意提供情報のいずれにも該当はしないため、公開とするべきである。

続いて、協議内容及び双方の発言内容の部分については、事業者名又は経営者等が特定されるような協議内容の部分（事業者名、事業者の弁護士名及び事業者が指摘する市の発言の部分）を非公開とすればよく、その他の部分は公開とするべきである。

3 審査請求人の合理化事業に係る市の対応に関する主張について

審査請求人は、審査請求書において、合理化事業にかかる協議に関し、市の対応の不当性について主張するが、審査会は、情報公開に関する決定又は公文書の公開の請求に係る不作為に関する審査請求について、調査審議するものであることから、当該主張は、本件審査請求の判断の対象とならない。

したがって、当該主張は審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 審査請求人自身の協議内容の公開非公開の判断について

審査請求人は、審査請求書において、審査請求人自身の協議内

容も公開できないのかと主張している。

しかし、情報公開制度の下では、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず、また第三者が同様の情報公開請求を行ったとしても同じように対応しなければならないことから、たとえ請求者自身の情報であっても、条例の規定に基づき公文書の公開非公開の判断がされるものである。

したがって、審査会は当該主張を受け入れることはできず、また本件対象公文書にかかる審査会の判断については、2(1)から(32)で示したとおりである。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の処理経過等

当審査会の処理経過等は次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 31 年 2 月 25 日	諮問書の受理
平成 31 年 2 月 27 日	諮問実施機関及び審査請求人に対し、 審議関係書類の提出依頼
平成 31 年 3 月 12 日	諮問実施機関より審議関係書類を受領
平成 31 年 4 月 11 日	第 1 回審議
令和元年 5 月 22 日	第 2 回審議
令和元年 9 月 5 日	第 3 回審議

2 伊勢市情報公開審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	富 永 健	皇學館大学教授

会長職務代理者	濱田秀也	弁護士
委員	筒井琢磨	皇學館大学教授
委員	杉山謙三	伊勢市総連合自治会
委員	永田密山	人権擁護委員

別紙 1

実施機関が特定した公文書

番号	公開文書の件名等
1	平成26年4月8日他 事業者（単独）・団体Aとの協議記録
2	平成26年10月7日 団体Aとの協議記録
3	平成26年10月23日 事業者（単独）との協議記録
4	平成26年11月6日 事業者（複数）との協議記録
5	平成26年12月2日 事業者（複数）との協議記録
6	平成26年12月18日 団体Aとの協議記録
7	平成27年8月28日 事業者（単独）との協議記録
8	平成27年9月29日 事業者（単独）との協議記録
9	平成27年11月10日 伊勢市合理化事業計画（第二期御菌町地域分）（案）について 庁内調整会議資料
10	平成27年11月25日 伊勢市合理化事業計画（第二期御菌町地域分）（案）について 議会提出資料
11	平成28年7月19日 事業者（複数）との協議記録
12	平成28年9月15日 事業者（複数）との協議記録
13	平成28年10月13日 事業者（単独）との協議記録
14	平成28年11月30日 事業者（複数）との協議記録
15	合理化事業計画についての意見交換 事業者（複数）との協議記録
16	平成28年11月22日 伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分）（案）について 議会提出資料
17	平成28年11月22日 伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）（案） 議会提出資料
18	平成29年4月25日及び5月23日 事業者（単独・複数）との協議記録
19	平成29年12月11日 事業者（単独）との協議記録
20	平成29年12月14日 団体Bとの協議記録
21	平成30年3月22日 事業者（単独）との協議記録
22	平成30年3月29日 事業者（単独）との協議記録
23	平成30年1月10日 伊勢市合理化事業計画（第二期小俣町地域分）の改定について 庁内調整会議資料
24	平成30年2月15日 伊勢市合理化事業計画（第二期小俣町地域分）の改定について 議会提出資料
25	平成30年6月22日 事業者（複数）との協議記録
26	平成30年7月12日 事業者（複数）との打ち合わせ記録
27	平成30年8月2日 事業者（複数）との協議記録
28	平成30年8月9日 弁護士との打ち合わせ記録
29	平成30年8月20日 弁護士との打ち合わせ記録
30	平成30年8月31日 事業者（複数）との協議記録
31	特定地域の計画に基づく支援に関する文書 内部資料
32	平成30年9月20日 団体Bとの協議記録、事業者（単独）との協議記録

別紙 2 非公開部分に係る審査会の判断

1 平成 26 年 4 月 8 日他 事業者（単独）・団体 A との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名（事業者協議）	条例第 9 条第 7 号	市側の出席者のみ公開
協議の目的（事業者協議）	条例第 9 条第 5 号 条例第 9 条第 7 号	事業者名の部分を非公開とし、その他の部分は公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第 9 条第 7 号	《概要・結果》のうち事業者名、1 行目の事業者の経営の方向性及び 3 行目の事業者への支援策の部分を非公開とし、その他の部分は公開
出席者名（団体 A との協議）	条例第 9 条第 7 号	公開
協議の目的（団体 A との協議）	条例第 9 条第 5 号 条例第 9 条第 7 号	公開
団体 A との調整内容	条例第 9 条第 3 号 条例第 9 条第 4 号	公開

2 平成 26 年 10 月 7 日 団体 A との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第 9 条第 7 号	公開
団体 A との調整内容	条例第 9 条第 3 号 条例第 9 条第 4 号	公開

3 平成 26 年 10 月 23 日 事業者（単独）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	市側の出席者及び市議会議員名のみ公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	支援の名称以外の部分は公開
協議内容および双方の発言内容	条例第9条第7号	事業者名、金銭の使途及び経営者の氏名の部分以外は公開

4 平成26年11月6日 事業者（複数）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	事業者の経営方針以外の部分を公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	事業者名及び地名以外の部分は公開

5 平成26年12月2日 事業者（複数）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	事業者名以外の部分を公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	事業者名、事業者の汲み取り方法及び事業者の発言に対する市担当者の印象等にかかる記述以外の部分を公開

6 平成 26 年 12 月 18 日 団体 A との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第 9 条第 7 号	公開
目的	条例第 9 条第 5 号 条例第 9 条第 7 号	公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第 9 条第 7 号	公開

7 平成 27 年 8 月 28 日 事業者（単独）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第 9 条第 7 号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第 9 条第 5 号 条例第 9 条第 7 号	計画の名称以外の部分を公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第 9 条第 7 号	事業者名及び計画の名称以外の部分を公開

8 平成 27 年 9 月 29 日 事業者（単独）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第 9 条第 7 号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第 9 条第 5 号 条例第 9 条第 7 号	計画の名称以外の部分を公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第 9 条第 7 号	事業者名及び計画の名称以外の部分を公開

9 平成 27 年 11 月 10 日 伊勢市合理化事業計画（第二期御菌町地域分）（案）について 庁内調整会議資料

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
計画書	条例第 9 条第 2 号	公開

10 平成 27 年 11 月 25 日 伊勢市合理化事業計画（第二期御菌町地

域分) (案) について 議会提出資料

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
計画書	条例第9条第2号	公開

11 平成28年7月19日 事業者(複数)との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	事業者名(計画策定スケジュールに関する市の発言に係る部分を除く。)以外の部分を公開

12 平成28年9月15日 事業者(複数)との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	事業者名及び許可台数以外の部分を公開

13 平成28年10月13日 事業者(単独)との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	支援業務の名称以外は公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	事業者名、支援業務の

		名称・内容及び事業者の沿革に関する部分以外は公開
--	--	--------------------------

14 平成 28 年 11 月 30 日 事業者（複数）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第 9 条第 7 号	公開
目的	条例第 9 条第 5 号 条例第 9 条第 7 号	公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第 9 条第 7 号	事業者名以外の部分を公開

15 合理化事業計画についての意見交換 事業者（複数）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第 9 条第 7 号	市側の出席者のみ公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第 9 条第 7 号	事業者名以外の部分を公開

16 平成 28 年 11 月 22 日 伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分）

（案）について 議会提出資料

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
計画書	条例第 9 条第 2 号	公開

17 平成 28 年 11 月 22 日 伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市

地域分）（案） 議会提出資料

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
計画書	条例第 9 条第 2 号	公開

18 平成 29 年 4 月 25 日及び 5 月 23 日 事業者（単独・複数）との協議記録

(1) 単独業者協議分

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	事業者名及び協議内容の最後の事業者の発言の部分以外の部分を公開

(2) 複数業者協議分

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	事業者の名称と発言の部分以外を公開

19 平成29年12月11日 事業者（単独）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	事業者の発言のうち、事業者名、事業者の施設整備の理由に関する記述及び業務区域に関する記述以外の部分を公開

20 平成29年12月14日 団体Bとの協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第4号	団体Bとの問答のうち、4番目、5番目、7番目及び最後の記述の部分を公開

21 平成30年3月22日 事業者（単独）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名・場所	条例第9条第7号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	《目的》のうち2行目から4行目以外の部分を公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	《概要・結果》のうち1行目の事業者に対する市担当者の印象の記述、2行目から3行目中の業者名、〔①・②について…〕のうち事業者に対する市担当者の印象の記述、〔③について…〕のうち事業者に対する市担当者の印象の記述並びに〔④について…〕3行目から4

		行目にかけてのうち事業者に対する市担当者の印象の記述及び事業者の発言以外は公開
--	--	---

22 平成 30 年 3 月 29 日 事業者（単独）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第 9 条第 7 号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第 9 条第 5 号 条例第 9 条第 7 号	計画の名称以外の部分を公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第 9 条第 7 号	事業者に対する市担当者の印象の記述、支援終了の時期に関する発言、担当地域及び事業者名以外の部分を公開

23 平成 30 年 1 月 10 日 伊勢市合理化事業計画（第二期小俣町地域分）の改定について 庁内調整会議資料

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
計画書	条例第 9 条第 2 号	公開

24 平成 30 年 2 月 15 日 伊勢市合理化事業計画（第二期小俣町地域分）の改定について 議会提出資料

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
計画書	条例第 9 条第 2 号	公開

25 平成 30 年 6 月 22 日 事業者（複数）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断

出席者名	条例第9条第7号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	支援終了の時期に関する発言以外の部分は公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	次に掲げる部分以外を公開 (1)《概要・結果》「①支援業務について」中の1列目及び2列目の発言内容及び事業者名 (2)「②今後の方向性について」・「③その他」中の事業者名 (3)「まとめ」中事業者名及び事業者に対する市担当者の印象に関する記述

26 平成30年7月12日 事業者（複数）との打ち合わせ記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名・場所	条例第9条第7号	市側の出席者のみ公開
主題	条例第9条第5号 条例第9条第7号	1列目及び2列目の部分以外を公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	事業者に対する市担当者の印象に関する記述

		及び事業者名以外を公開
--	--	-------------

27 平成 30 年 8 月 2 日 事業者（複数）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第 9 条第 7 号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第 9 条第 5 号 条例第 9 条第 7 号	支援終了の時期に関する発言以外の部分は公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第 9 条第 7 号	事業者名、許可区域に関する部分及び市の担当者の支援の終了に関する意向以外を公開

28 平成 30 年 8 月 9 日 弁護士との打ち合わせ記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第 9 条第 7 号	弁護士の氏名以外の部分を公開
協議内容及び双方の発言内容（弁護士相談上の資料）	条例第 9 条第 7 号	非公開
弁護士相談	条例第 9 条第 5 号	非公開
協議場所	条例第 9 条第 7 号	非公開

29 平成 30 年 8 月 20 日 弁護士との打ち合わせ記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第 9 条第 7 号	弁護士の氏名以外の部分を公開
弁護士相談	条例第 9 条第 5 号	非公開

協議場所	条例第9条第7号	非公開
------	----------	-----

30 平成30年8月31日 事業者（複数）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名、協議場所	条例第9条第7号	市側の出席者のみ公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	支援に対する市の意向 (1列目及び2列目) の部分以外を公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	通知文の内容、事業者名（個人名を含む。）、市の支援に関する発言（市の1番目発言及び4番目の発言の一部）及び事業者の2番目の発言中括弧内の部分以外を公開

31 特定地域の計画に基づく支援に関する文書 内部資料

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
市内部の打ち合わせ内容	条例第9条第4号	作成日付のみ公開（原処分のとおり）

32 平成30年9月20日 団体Bとの協議記録、事業者（単独）との協議記録

(1) 団体Bとの協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	公開
目的	条例第9条第5号	公開

	条例第9条第7号	
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	要支援量に関する双方の発言内容（双方の応答中2番目の応答部分）以外を公開

(2) 事業者（単独）との協議記録

非公開部分	処分庁の判断	審査会の判断
出席者名	条例第9条第7号	事業者名及び事業者の参加者の個人名以外を公開
目的	条例第9条第5号 条例第9条第7号	公開
協議内容及び双方の発言内容	条例第9条第7号	事業者名、弁護士名及び事業者の8番目の発言中括弧内の部分以外を公開
協議場所	条例第9条第7号	非公開